

4 高保体第 412 号  
令和 4 年 7 月 14 日

各市町村（学校組合）教育委員会  
学校保健担当課長 様

高知県教育委員会事務局  
保健体育課長  
高等学校課長  
特別支援教育課長

夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策及び夏季休業中における  
部活動等の対応方針について

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、うえのことについて、別添（写し）のとおり県立学校に通知しましたのでお知らせ  
します。

つきましては、貴教育委員会におかれましても同通知を参考に、適切にご対応いただき  
ますようお願いいたします。

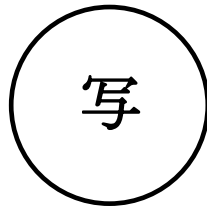
【担当】高知県教育委員会事務局

保健体育課 田邊、池田、山岡 (TEL:088-821-4900)

廣田、池本 (TEL:088-821-4928)

高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)

特別支援教育課 谷澤、平地 (TEL:088-821-4741)



4高保体第412号  
令和4年7月14日

各県立学校長様

保健体育課長  
高等学校課長  
特別支援教育課長

夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策及び夏季休業中における部活動等の対応方針について（通知）

日頃は、学校における新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、7月に入り全国的に新型コロナウイルスの感染者数が増加傾向となり、本県においても同様の傾向が見られ、7月13日には1日の新規感染者数が過去最多となりました。

現在のところ、県の感染症対応の目安は『警戒（オレンジ）』の状態が維持されておりますが、夏季休業中の新型コロナウイルス感染症対策については、別添の令和4年7月12日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡『夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策について』の内容をご確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、令和4年6月30日付け4高保体第358号において7月31日までの部活動等の対応方針について示しておりますので、再度内容をご確認ください。併せて、下記に追加項目を示しておりますので、確認の上、教職員への周知をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応方針が変更となる場合には、再度ご連絡いたします。

記

以下、**黒字の部分**を追加しております。

### <学校行事・補習等の対応について>

校長の判断のもと、各校の実情を踏まえた感染防止対策を講じたうえで実施すること。

なお、昼食を挟む場合は、黙食を徹底すること。

### <部活動の対応について>

項目	対応方針
公式戦等	○県内外の公式戦等に参加する場合は、参加者の大会前2週間及び大会後1週間の健康観察を徹底すること。
練習試合等	○県内校との練習試合については、管理職が事前に連絡を取り合い、慎重に判断すること。 ○県外校との練習試合については、令和3年12月8日付け3高保体第810号通知の別紙1「コロナ禍における県立学校の県外校との練習試合等の対応について」に基づき実施すること。 ○宿泊を伴う活動についても校長の判断により認める。ただし、実施する場合は感染状況を十分に考慮すること。
活動時間等	○平日は2時間程度、週休日等は3時間程度とする。ただし、1か月以内に公式戦・発表会等への参加が決まっている場合は、校長の判断により、平日は3時間程度、週休日等は4時間程度とする。 <b>なお、夏季休業中は校長の判断により平日であっても「休日」の活動時間を認める。</b>

その他	<p>○活動を実施する場合は、生徒・保護者の意向を確認し、その意思を尊重すること。</p> <p><b>○感染症のリスクを下げるために、部活動毎に活動日や活動時間を振り分け、活動人数を制限するなど、密を避けるための対策を講じること。</b></p> <p>○熱中症のリスクが高いことが想定される登下校時や運動部活動等においては、マスクの着用は必要ないが、周囲の者と十分な距離を取る・換気を徹底するなど感染症対策を講じること。【※別添、環境省・厚生労働省の作成資料参照】</p> <p>○活動中に昼食を挟む場合は、黙食を徹底すること。</p> <p>○部活動前後の集団での飲食や部室等共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での感染対策を徹底すること。</p> <p>○手洗い、うがい、手指消毒、換気等、感染防止対策を十分に講じること。</p>
-----	--

※「その他」の上から3つ目の「マスク着用」の注意事項においては、「体育の授業及び」の表記を削除

<b>【担当】</b>	
保 健 体 育 課	田邊、池田、山岡 (TEL:088-821-4900) 廣田、池本 (TEL:088-821-4928)
高 等 学 校 課	岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)
特 別 支 援 教 育 課	谷澤、平地 (TEL:088-821-4741)
<b>【分類番号 05-04-0009】</b>	

夏季休業を迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症対策について御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

事務連絡  
令和4年7月12日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、現在、新規感染者数が全国的に上昇傾向に転じており、今後、人との接触の機会の増加等が予想されること、オミクロン株の新たな系統への置き換わりの可能性もあること等から感染者数が更に増加することも懸念されています。

各学校においては、このような中で夏季休業を迎えることとなりますが、夏季休業を見据えて、また、夏季休業期間中において御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

なお、本事務連絡は現時点での知見等に基づくものであり、今後、新たな情報や知見が得られた場合には、改めて情報提供を行うことも考えられますので、予め御承知置きください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管

課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

## 記

文部科学省において、学校における感染症対策の参考として作成している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「学校衛生管理マニュアル」という。）は、主として、学校教育活動が実施されている学期を念頭に置いたものとなりますが、夏季休業期間中においても、部活動や登校日における対策、子供の居場所における対策との連携など、感染症対策を継続することが必要となります。このため、夏季休業に向けて、改めて学校衛生管理マニュアルや関係の通知・事務連絡等を御確認いただくとともに、特に以下の事項に留意し、引き続き、地域の感染状況に応じて必要な感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

### 1. 部活動における対策について

中学校や高等学校等においては、同一の部活動内における感染事例が複数報告されています。

このため、夏季休業期間中における部活動の実施に当たっては、活動中だけではなく、それ以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時のほか、部活動前後での集団での飲食や移動時など、地域の感染状況に応じて必要な感染対策を講じるとともに、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドライン等も踏まえた対応をお願いします。

また、夏季休業期間中には、様々な大会やコンクールへの参加や、練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施を行うことも想定されますが、その場合にも、主催団体や顧問の教員、部活動指導員等だけに委ねることなく、学校として責任をもって感染対策に取り組むことが必要です。

### 2. 学校プール等の開放に当たっての感染対策について

プールにおいては、水を介した感染リスクは低いと考えられていますが、会話や接触による感染リスクを避けるため、大勢で密な状態とならないよう注意が必要です。また、手洗い場所や更衣室、休憩スペース等においても、以下のガイドライン等を参照の上、必要な感染対策を講じるようお願いいたします。

(参考)

- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和3年11月16日改訂）  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt\\_sseisaku01-000007106\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf)

### 3. 登校日における対策について

夏季休業期間中に登校日を設定する場合には、通常の授業日と同様、学校衛生管理マニュアルを参考に、登下校時を含め、基本的な感染対策の継続・徹底をお願いします。

### 4. 熱中症事故の防止について

夏季休業期間中は、気温や湿度、暑さ指数が高くなることが想定され、特に熱中症のリスクが高くなることから、幼児児童生徒に対して熱中症の危険性を適切に指導するとともに、1. 及び2. に掲げる場面を含めて、学校衛生管理マニュアルのほか、以下の通知・事務連絡等も参考に、必要な対応を取るようお願いします。

(参考)

- ・熱中症事故の防止について（依頼）（令和4年4月28日付け通知）  
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/data/220428jikoboushi.pdf>
- ・学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（令和4年5月24日付け事務連絡）  
[https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)
- ・夏季における児童生徒のマスクの着用について（令和4年6月10日付け事務連絡）  
[https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)

### 5. 家庭との連携について

文部科学省に報告のあった幼児児童生徒の感染経路としては「家庭内感染」の割合が高い状況が続いており、感染拡大の防止のためには、各家庭における取組が重要となります。

このため、政府が公開しているポスター・チラシ等も活用しながら、夏季休業期間中の過ごし方について、基本的な感染対策を継続する、体調不良が見られる場合には1. 及び2. に掲げる場面を含めて自宅で休養するなど、保護者に対して理解と協力を呼び掛けるようお願いします。

(参考)

- ・内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室HP  
<https://corona.go.jp/>

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 部活動に関すること  
スポーツ庁地域スポーツ課(内3953)  
文化庁参事官(芸術文化担当)付(内2832)
- 学校プール等の開放に関すること  
スポーツ庁参事官(地域振興担当)付(内3773)
- 熱中症事故の防止に関すること  
総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 学校安全係(内2966)